

## 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人社団清和会が開設する介護老人保健施設瀬戸いこい苑（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当施設では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得る。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- （1） 施設名 介護老人保健施設瀬戸いこい苑
- （2） 開設年月日 平成8年2月12日
- （3） 所在地 岡山県笠岡市横島1944-1番地
- （4） 電話番号 0865-67-0770 FAX 番号 0865-67-7172
- （5） 介護保険指定番号 介護老人保健施設（3350580050号）

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 医師 1人以上(常勤換算)  
利用者の病状に応じて妥当適切に診療を行う
- (2) 看護・介護職員 4人以上(常勤換算)  
医師及び理学療法士・作業療法士の指示の下にリハビリテーションを円滑に行う
- (3) 理学療法士・作業療法士等 1人以上(常勤換算)  
医師及び他の職員と共にリハビリテーション計画を作成すると共に、リハビリテーションを提供する。
- (4) 管理栄養士・栄養士 1人以上(常勤換算)  
利用者の栄養管理などの栄養状態の管理を行う
- (5) 調理員 1. 5人以上(常勤換算)  
適切な食事調理を行う

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 祝祭日を除く、毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。(但し12月31日～1月3日を除く)
- (2) 営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とする。ただし、サービス提供時間は午前9時30分から午後4時までとする。

(利用定員)

第7条 通所リハビリテーションの利用定員数は、40人とする。

介護予防通所リハビリテーションの利用定員は、40人(上記員数に含む)とする。

(事業の内容)

第8条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、(介護予防にあつては介護予防に資するよう、)医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第 9 条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、おむつ代、その他の費用等利用料を、料金表に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

笠岡市、里庄町、浅口市寄島町、浅口市鴨方町を通常の事業の実施地域とする。

(身体拘束の廃止に向けた体制等)

第 11 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束等を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束等を行う場合がある。その場合、当施設の医師がその状態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 当施設は、身体拘束等の廃止を図るために、次に掲げる各号の措置を講ずる。
  - (1) 身体拘束等の廃止のための対策に資する委員会を設置（ゼロ委員会）。定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底する。
  - (2) 当施設が整備した身体拘束等の廃止のための指針の策定、見直しを定期的に行う。
  - (3) 身体拘束等の廃止に向け、職員に対する年 2 回以上の研修の実施。また、新規採用時にも開催する。

(高齢者虐待防止に向けた体制など)

第 12 条 当施設は、虐待又は虐待が疑われる事案の発生を予防するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策に資する委員会を設置（ゼロ委員会）。定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底する。
- (2) 当施設が整備した虐待防止のための指針の策定、見直しを定期的に行う。
- (3) 高齢者虐待防止に向け、職員に対する年 2 回以上の研修の実施。また、新規採用時にも開催する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに、市町村に通報する。
- (5) 通報を行う際の市町村担当課の連絡先を全職員が把握する。

(褥瘡対策等)

第 13 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 14 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- 2 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 9 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

(非常災害対策)

第 15 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行

う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。(名前を列記しても可)
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第16条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第17条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第18条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第19条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団清和会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第20条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第21条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 22 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 23 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団清和会の役員会において定めるものとする。

附則) この規程は、平成 8 年 2 月 12 日から施行する。

|   |              |          |   |
|---|--------------|----------|---|
| 〃 | 平成 11 年      | 9 月 20 日 | 〃 |
| 〃 | 平成 13 年      | 6 月 1 日  | 〃 |
| 〃 | 平成 14 年      | 5 月 29 日 | 〃 |
| 〃 | 平成 14 年 10 月 | 1 日      | 〃 |
| 〃 | 平成 14 年 12 月 | 1 日      | 〃 |
| 〃 | 平成 15 年      | 4 月 1 日  | 〃 |
| 〃 | 平成 15 年 10 月 | 1 日      | 〃 |
| 〃 | 平成 16 年      | 1 月 1 日  | 〃 |
| 〃 | 平成 16 年      | 2 月 1 日  | 〃 |
| 〃 | 平成 17 年 10 月 | 1 日      | 〃 |
| 〃 | 平成 18 年      | 4 月 1 日  | 〃 |
| 〃 | 平成 18 年 11 月 | 1 日      | 〃 |
| 〃 | 平成 20 年      | 5 月 1 日  | 〃 |
| 〃 | 平成 21 年      | 5 月 1 日  | 〃 |
| 〃 | 平成 24 年      | 4 月 1 日  | 〃 |
| 〃 | 平成 24 年 10 月 | 1 日      | 〃 |
| 〃 | 平成 25 年      | 4 月 1 日  | 〃 |
| 〃 | 平成 26 年      | 4 月 1 日  | 〃 |
| 〃 | 平成 27 年      | 4 月 1 日  | 〃 |
| 〃 | 平成 27 年      | 8 月 1 日  | 〃 |
| 〃 | 平成 28 年 12 月 | 1 日      | 〃 |
| 〃 | 平成 29 年      | 4 月 1 日  | 〃 |
| 〃 | 平成 30 年      | 4 月 1 日  | 〃 |
| 〃 | 令和 6 年       | 4 月 1 日  | 〃 |